



## 「金銭登録機」の導入経緯等

時 期	事 項	備 考
15年 3月 5日	○ 「国民年金保険料収納対策の強化(運営方針)」の決裁では「15年度早期」に導入と記述しており、納入時期は明記されず	
15年 3月11日	○ 導入に関する国年事業室補佐等名の事務連絡発出 ※社会保険事務局等で金銭登録機購入手続きを開始  ○ 経理課職員→社会保険事務局 電話にて少額随意契約で購入する等を指示	
15年 3月19日	○ 経理課長名の資金交付通知発出 ※ただし、一部の事務局等で少額随意契約とするため分割購入を行っていた	【14・15年度購入台数等】 2, 574台 1台:165, 200円
15年4月～6月	○ 金銭登録機の操作方法等に関する研修の実施(社会保険事務局)	
15年7月～	○ 金銭登録機内蔵プログラムの修正	
15年12月	○ 会計検査院の实地検査に係る想定問答の作成	
16年 8月20日	○ 平成16年度の調達に係る入札(キャノン販売が落札)	665台 1台:146, 000円

## 「届出用紙等印刷システム」の導入経緯等

時 期	事 項	備 考
10年 6月	○ 国民年金事務処理改善委員会(委員長:社会保険庁次長)において、届出用紙プリンターの開発及び設置を検討。	
10年 6月～	○ 仕様に適合する機器がないかどうかを調査。	
10年12月	○ 「届出用紙等印刷システム」の導入を平成11年度予算案に計上。	
11年 6月	○ 日本工業新聞が「パピアート」の記事を掲載。	
11年 8月	○ 届出用紙等印刷システムの導入に関する運営部長の決裁。(一般競争入札を予定。)	
11年 8月頃	○ 川崎氏の依頼を受けて、国民年金事務処理改善対策室班長が、上司の了解を得ずに自らの判断で、川崎氏が製造業者に対応させるための文書として、届出用紙等印刷システムの導入を計画している旨の文書を川崎氏に手交。	平成11年、国民年金事務処理改善対策室班長が、河口技研より、監修料の名目で200万円を受領。
11年10月	○ (株)河口技研と随意契約を締結する予定を官報で公示。(5,000台を予定。)	(株)河口技研以外に契約の締結を希望する業者なし。
11年11月	○ 平成11年度分の随意契約の締結を決定。(契約単価を9,385円と決定。)	予定価格を積算するに当たり、5年リース率を適用。
12年 2月～	○ 社会保険事務所等に設置。(平成11年度末で909台。)	
12年 3月	○ 平成12年度分の随意契約の締結を決定。(契約単価を9,385円と決定。)	随意契約締結前の官報公示なし。

「届出用紙等印刷システム」の導入経緯等

時 期	事 項	備 考
12年 4月～	○ 市町村に設置。(社会保険事務所等も含め、平成12年度末で3,605台。)	予定価格を積算するに当たり、3年リース率を適用。
12年夏頃～	○ 川崎氏より、企画課企画調整班に対し、「5,000台が約3,600台となったため、何とかして欲しい。」という趣旨の陳情あり。	
13年 3月	○ 平成13年度分の随意契約の締結を決定。(契約単価を13,600円と決定。)	
14年 3月	○ 平成14年度分の随意契約の締結を決定。(契約単価を13,600円と決定。)	
15年 3月	○ 平成15年度分の随意契約の締結を決定。(契約単価を13,600円と決定。)	
16年 4月～	○ 設置台数を1,920台に削減。	
16年 5月	○ 社会保険事務所等における平成15年度の使用状況を把握。	
16年 7月	○ 設置台数を1,407台に削減。	
	○ 平成16年4～7月分の随意契約の締結を決定。(契約単価を900円と決定。)	
16年 7月末	○ 事業を終了。	